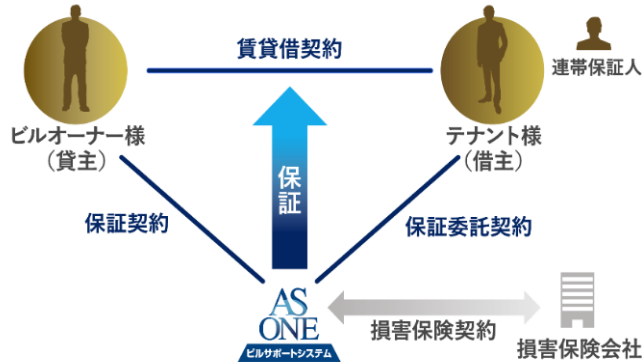


ビルオーナー様(貸主)へ

オフィス・店舗に特化した事業用賃貸保証会社

賃料滞納時には賃貸保証のみならず、明渡・退去までサポート

SFビルサポートの特徴



◆充実の保証範囲

賃料・共益費・その他固定費、原状回復工事費用、訴訟等法的手続費用(強制執行含む)・水道光熱費 ※違約金は対象外

◆厳格な入居審査と早期回答

現地調査、財務内容、属性等の審査を厳格に実施
必要書類をいただいてから2営業日までにご回答致します。

◆安心の保証期間

保証契約開始日から契約物件の明渡し日までです。

◆取扱賃料の金額に制限なし

◆煩雑な業務を代行

保証を行うだけでなく、滞納が発生した場合、顧問弁護士と当社がテナント対応を行い新たな入居者様の募集ができる状況を作ります。

◆代理店制度なし

保証内容の説明や契約締結は弊社が直接実施致します。

◆取扱対象

・取扱対象地域は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
・取扱対象用途は、オフィス、店舗(住居は対象外)
※サービスオフィス、SOHO物件も相談可能です。

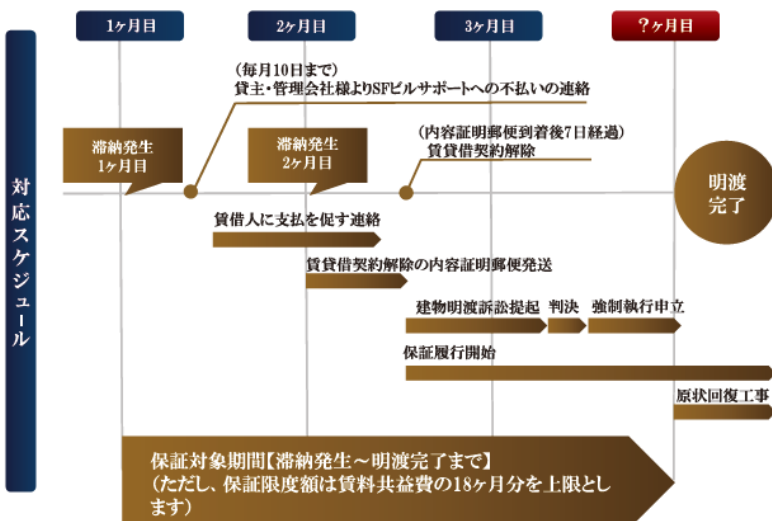
◆稼働率向上

新設や設立の浅い企業様、個人事業主様など
入居審査で判断がつけづらい時にも、安心してご契約が出来ます。

◆系列

サンフロンティア不動産株式会社(東証1部上場)の100%出資子会社。保証能力があり、安全で安心なお取引が可能です。

強制執行まで至った場合の手続き



万一賃料滞納が発生した際に、保証をするだけでなく、早期正常化を図ります。
滞納が解消されない場合は、建物明渡等請求訴訟などにより早期退去を促し、貸主様の手を煩わせることなく、オフィス・店舗を新たな借主様に借りていただける状態にまで、サポートする滞納賃料保証システムです。

以下の場合、免責とさせていただきますのでご注意ください。

- ・貸主様が所定の滞納連絡を怠った場合の経過賃料
※入金期日の翌月10日までに通知が無い場合には、その通知が遅れた日数分だけが免責となります。
- ・貸主様が賃貸借契約解除後提訴しなかった場合の提訴までに発生する保証債務
- ・貸主様としての債務の不履行に起因する賃料の不払い

保証システム概要

取り扱い対象物件	都内及び東京近郊の オフィス・店舗
保証内容	賃料・共益費・その他固定費の滞納分 (※賃料に制限はありません) 賃貸借契約解除後、物件明渡しまでの上記同等額 原状回復工事費用 (賃料など固定費の4ヶ月分までを上限) 訴訟等法的手続費用(弁護士費用・強制執行費用等含む) 水道光熱費 (※違約金は保証対象外)
保証対象	建物明渡し日までに 生じた上記借主債務の未払い分 (本物件を退去し鍵を返還した日までとし、原状回復工事に要する期間は含まない)
保証履行条件	建物明渡し請求訴訟の提起
保証限度額	賃料・共益費・その他固定費(税込)の 18ヶ月分

審査時必要書類

法人	(1)会社概要 (2)事業計画書(新規事業・店舗出店等) (3)決算書3期分 (貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書) (4)残高試算表(ただし、直近の決算月より6ヵ月以上経過している場合)	(5)代表者様経歴書 (6)代表者様身分証明書写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード可) (7)収入証明	※別途、追加で勘定科目内訳明細書等をお願いする場合がございます。
個人事業主・連帯保証人	(1)事業計画書(新規事業・店舗出店等) (2)確定申告書・青色申告決算書3期分 (確定申告を行っていない場合は課税証明書又は源泉徴収票)	(3)身分証明書写し (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード可) (4)経歴書	

契約時必要書類

法人	(1)商業登記簿謄本原本 (会社謄本・発行日より3ヶ月以内のもの) (2)印鑑証明書原本(発行日より3ヶ月以内のもの) (3)実印
個人・連帯保証人	(1)印鑑証明書原本(発行日より3ヶ月以内のもの) (2)実印

保証委託料

<初回保証委託料>(初回2年分) 賃料・共益費・その他固定費(税込)の 1ヶ月分 ※合計額が200,000円に満たない場合は一律200,000円
<再保証委託料>(2年分) 新賃料・共益費・その他固定費(税込)の 1ヶ月分の30% ※新賃料・共益費・その他固定費(税込)の 1ヶ月分 の合計額が 200,000円に満たない場合は一律60,000円 ※前保証対象期間に10日を超える延滞があった場合には100%

テナント様の審査からご契約まで

